



# 寺・向井田地区 まちづくりニュース

No.5

令和5年7月

## 検討会におけるまちづくり手法の検討のご報告

盛夏の候、皆様におかれましてはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

日頃は各般にわたりご協力いただきありがとうございます。

令和5年4月28日（金）に開催しました「交野市寺・向井田まちづくり検討会総会」では、今後のまちづくりの方向性を示したまちづくり構想など全議案に対し承認をいただきました。

これをもって、当検討会規約に規定されている検討項目は「地区の将来像の実現化の検討」いわゆる「まちづくりに係る手法」についてのみとなりましたので、総会以後、役員会にて検討を進めておりますことをご報告申し上げます。

なお、6月末時点で2回の役員会を開催いたしましたので、以下にその概要を記載いたします。

### 役員会開催状況

令和5年5月30日（火）	令和5年6月28日（水）
<b>当日の主な内容</b> ○「理解」を深める 地区計画提案による開発と土地区画整理事業におけるまちづくり手法の違いや特徴について、資料に基づき説明。疑問点などを事務局に確認。	<b>当日の主な内容</b> ○「議論」を尽くすことを目的に役員間で討議 地区計画提案による開発と土地区画整理事業の違いを理解したうえで、今求められている手法はどちらかを討議。

6月28日の役員会では、調整区域の地区計画提案による開発では、提案者自らが交通渋滞対策ポイントの解消に係る調整や水処理に係る調整などを行わなければならない、また提案内容に係る地権者等の全員同意の取得を要するなど、実現するには非常にハードルが高い旨の説明がありました。

特に、既に「寺・向井田プロジェクト合同会社」との仮登記契約を締結している地権者にとっては、契約内容にまちづくりの手法に関する記載があり、土地区画整理事業によるまちづくりでは契約そのものが履行できなくなることを危惧されているのではと心配する声もありました。

また、同社と契約された方が契約不履行になった場合に契約された当事者として不利益が生じないか懸念されますので、契約内容の把握が必要と考えます。検討会としても、契約内容の開示を求めるとともに、同社に対し、面談を申し入れることといたしました。

当検討会規約第 11 条においても、対象地区内の土地の譲渡・転売等をする場合には事前協議をお願いしています。締結された契約内容に不安等がある方は、是非とも当検討会又は事務局までご相談ください。

今後の当地区のまちづくりを検討する上で、地権者皆様、お一人お一人のご協力をお願いいたします。

### レターの内容等に関するご意見・お問い合わせ先

交野市寺・向井田地区まちづくり検討会

事務局：〒576-8501 交野市私部 1-1-1 交野市役所都市まちづくり課内

TEL：072-892-0121（内線236）担当：古澤（土日祝日を除く平日 9:00～17:00 受付）